

日記戸通達第一九号

昭和二十七年六月四日

横浜地方法務局長 三宅琢磨

管内支局長 横浜市役所
管内支局長 横浜市役所
管内支局長 横浜市役所

法務府民事甲第七一五号 移牒

昭和二十七年五月二十二日 法務府民事局長 村上朝一

法務局長 御中 地方法務局長 御中

主任

課長

課長

昭和廿七年六月拾二日

平和條約に伴う朝鮮人、台湾人等に
関する国籍及び戸籍事務の処理につ
いて 一通達

標記の件に關して客月十九日民事甲第四三八号をもつて通達したと
ころ、同通達の運用に当たり、平和條約発効の時期について疑義を生じ

てゐる向があるよう見受けられるが、同條約は、客月二十八日午後
十時三十分に発効し、従つて、同時刻前に受理した朝鮮人、台湾人等
に関する戸籍届出等の処理は、すべて從前通りであるから、誤解のな
いよう貴管下各支局及び市区町村に周知せしめられたい。

なお、参考のため、右に關する法務省裁あての内閣官房長官の通知
(別紙第一) 及び内閣告示(別紙第二)を添付する。

(別紙第一)

内閣甲第一〇六号

昭和二十七年四月二十八日

内閣官房長官

88

法務総裁殿

日本国との平和條約及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約は本月二十八日午後十時三十分に発効する見込であり、発効確定の場合は、その旨内閣告示をもつて告示せられるが、各法令中平和條約又は安全保障條約発効の日から施行する旨の附則の規定のあるものについては、右発効の時刻から施行されるものとして取扱うこととなつたので、命によつて通知します。

(別紙第三)

内閣告示第一号

日本国との平和條約及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約は、それぞれ兩條約所定の條項により昭和二十七年四月二十八日午後十時三十分（アメリカ合衆国東部標準時で同日午前八時三十分）に効力を生じた。

昭和二十七年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田

茂

(89)